

事務処理のルールによらない電気供給契約等の経緯

時 期	内 容
本年 3 月下旬	担当者は、東京電力エナジーパートナー株式会社（以下「A社」）からの 3 月分請求書を受け取る。 （請求金額 1, 9 1 0, 3 5 5 円、支払期限 4 月 1 6 日）
4 月上旬	予算主任は、不足する光熱水費の流用の手続を行うよう担当者に指示。また、担当者から A 社が 3 月分請求書に係る支払いが遅延することの了承を得たという報告を受けた。
4 月下旬	担当者は、A 社から 3 月分請求書に係る催告書（4 月 2 4 日付け。5 月 1 4 日解除予告）を受け取る。出納整理期間末日（5 月 3 0 日）までに支払えばよいと判断し、上司に報告せず放置。
5 月上旬	予算主任は、A 社からの 3 月分請求書に係る支払手続を急ぐとともに債権者に確認するよう指示。
5 月 1 0 日	担当者は、A 社に 5 月 3 0 日支払い予定を報告したが、同社からは、催告書のとおり 5 月 1 4 日に契約解除となることを告げられる。そのため、おおね公園への送電が停止になることを恐れ、上司への報告・決裁を受けずに、東京電力パワーグリッド株式会社（以下「B 社」）との電気最終保障供給契約を、公印を押し、市長名で申し込む。
5 月 1 4 日	午前 0 時に B 社へ電気供給事業者変更。
5 月 1 5 日	担当者は、A 社からの 3 月分請求書の支出命令票を起票する際、備考欄に A 社が支払いの遅延について了承した旨を記載。また、会計課からの確認にも同様の説明を行う。 （請求金額 1, 9 1 0, 3 5 5 円、支払期限 4 月 1 6 日、支払期日 5 月 3 0 日）※ 4 4 日遅延
6 月中旬	担当者は、A 社からの 6 月分請求書を受け取るが放置。（請求金額 8 7, 7 1 5 円（電気料金 6 9, 1 8 6 円及び 3 月分請求書の支払い遅延に係る延滞利息 1 8, 5 2 9 円）、支払期限 7 月 9 日）
6 月下旬	担当者は、B 社からの 6 月分請求書を受け取るが放置。（請求金額 2, 3 5 6, 2 2 9 円、支払期限 7 月 1 7 日）
7 月 2 6 日	担当者は、A 社からの 6 月分請求書に係る催告書（7 月 1 9 日付け。納付書同封）の到着を受け、契約解除等が発覚することを恐れ、私費で支払いを行う。※ 1 7 日遅延 ※資料 1 の「2 不適切な処理に伴い発生した電気料金等」の(1)及び(2)

時 期	内 容
7月27日	<p>担当者は、B社から6月分請求書に係る催告書（7月25日付け。8月5日送電停止予告）の到着を受け、支出命令票を起票。休暇であった課長、予算主任、担当課長代理の印を無断で押印し、会計課へ提出。（請求金額2,356,229円、支払期限7月17日、支払期日8月3日）※17日遅延</p>
7月31日	<p>予算主任は、会計課から7月27日のようなイレギュラーな支払い手続の再発防止要請を受け、課長に報告。課長は、担当者を確認し、支払いを失念しており緊急に支払うため無断押印したと報告を受ける。</p>
9月4日	<p>予算主任は、会計課から8月分請求書に延滞利息（9,081円）の項目があることの指摘を受けた。※資料1の「2 不適切な処理に伴い発生した電気料金等」の(3)</p>
9月5日	<p>課長が担当者に経過の確認を行う。その際、担当者は、①B社からの6月分請求書の支払い遅延に起因し延滞利息が発生したこと、②A社からの3月分請求書の支払遅延に起因し契約解除されたこと、③契約の相手先が切り替わったことに気付いたのは9月4日であったと初めて報告。</p>
<p>課長は、担当者に契約をA社に戻す手続きや契約解除の経緯等の調査を指示し、以後、進ちょく状況について、繰り返し確認。</p>	
9月26日	<p>会計管理者から課長に延滞利息に係る報告書作成の指示あり。課長は、担当者へ報告書作成を指示。</p>
10月1日	<p>報告書に基づき、課長が市民部長に報告。担当者を含め経過の確認を行う。</p>
10月5日	<p>宮村副市長に報告。一刻も早く、A社との契約に戻すよう指示を受ける。 課長、予算主任がA社及びB社を訪問。この際、担当者がB社に市長名での契約の申し込みをしていたことやA社に6月分請求書に係る支払いを私費で行っていたことが発覚。</p>
10月8日	<p>担当者は、課長からの確認に対し、無断でB社と契約を締結していたことやA社に6月分請求書に係る支払いを私費で行っていたことを認める。</p>